

※この資料は、調査票を作成いただく際に、各建設関係団体等へお送りした資料です。

参考資料

平成20年2月28日

お知らせ

福島県発注工事における低入札価格調査制度の見直しについて

1 低入札価格調査制度における失格基準の新設について

本県では、これまでも最低制限価格を設定していないWTO案件及び総合評価方式による工事については、一定の基準を下回って入札した場合には、低入札価格調査を行い、品質の確保等を図ってきたところですが、低入札価格調査該当工事が増加しています。(11月末時点、総合評価方式の試行案件77件中20件が該当(26%))

このような状況が今後も継続した場合には、企業経営への圧迫や下請・資材業者へのしわ寄せなどにより工事の品質低下につながるリスクの増大、さらには、中間検査や重点監督など行政コストが増加することなどを総合的に勘案して、新たに失格基準を設けることとし、低入札価格調査対象者が以下のいずれかの基準に該当する場合には失格とします。

(1) 純工事費に対する失格基準(失格基準1)

純工事費 < 低入札案件の全入札参加者の純工事費相当額の平均額 × 0.95

※ 入札参加者が3者未満の場合はこの基準は適用しない。

※ 入札者の工事費内訳書において計上されている純工事費相当額が、設計額の純工事費相当額よりも大きい場合については、その額を設計額の純工事費相当額に置き換えた上で適用する。

(2) 現場管理費に対する失格基準(失格基準2)

現場管理費 < 設計額における現場管理費相当額 × 0.35

(3) 一般管理費に対する失格基準(失格基準3)

一般管理費 < 設計額における一般管理費相当額 × 0.45

2 低入札価格調査制度に伴う他の低入札対策について

上記の失格基準の新設の他、低価格入札の抑止や品質確保の観点から、以下の措置を講ずることとします。

(1) 契約保証金の引き上げ

落札者が低入札価格調査制度の対象となった場合は、契約保証金を請負代金額の10分の1から10分の3に引き上げます。

(2) 前払い金の低減

落札者が低入札価格調査制度の対象となった場合は、前払い金を請負代金額の4割から2割に低減します。

(3) 配置技術者の複数配置

落札者が低入札価格調査制度の対象となった場合は、発注者側において品質確保のため重点監督や中間検査を行っており、また、一般的に低入札工事は、その他の工事に比較し工事成績が低くなる傾向が見られることも指摘されていることなどを踏まえ、配置技術者を2名配置することを義務づけます。

3 実施時期

平成20年4月

4 公 表

調査基準価格の設定方法及び金額については、従来どおり非公表とします。

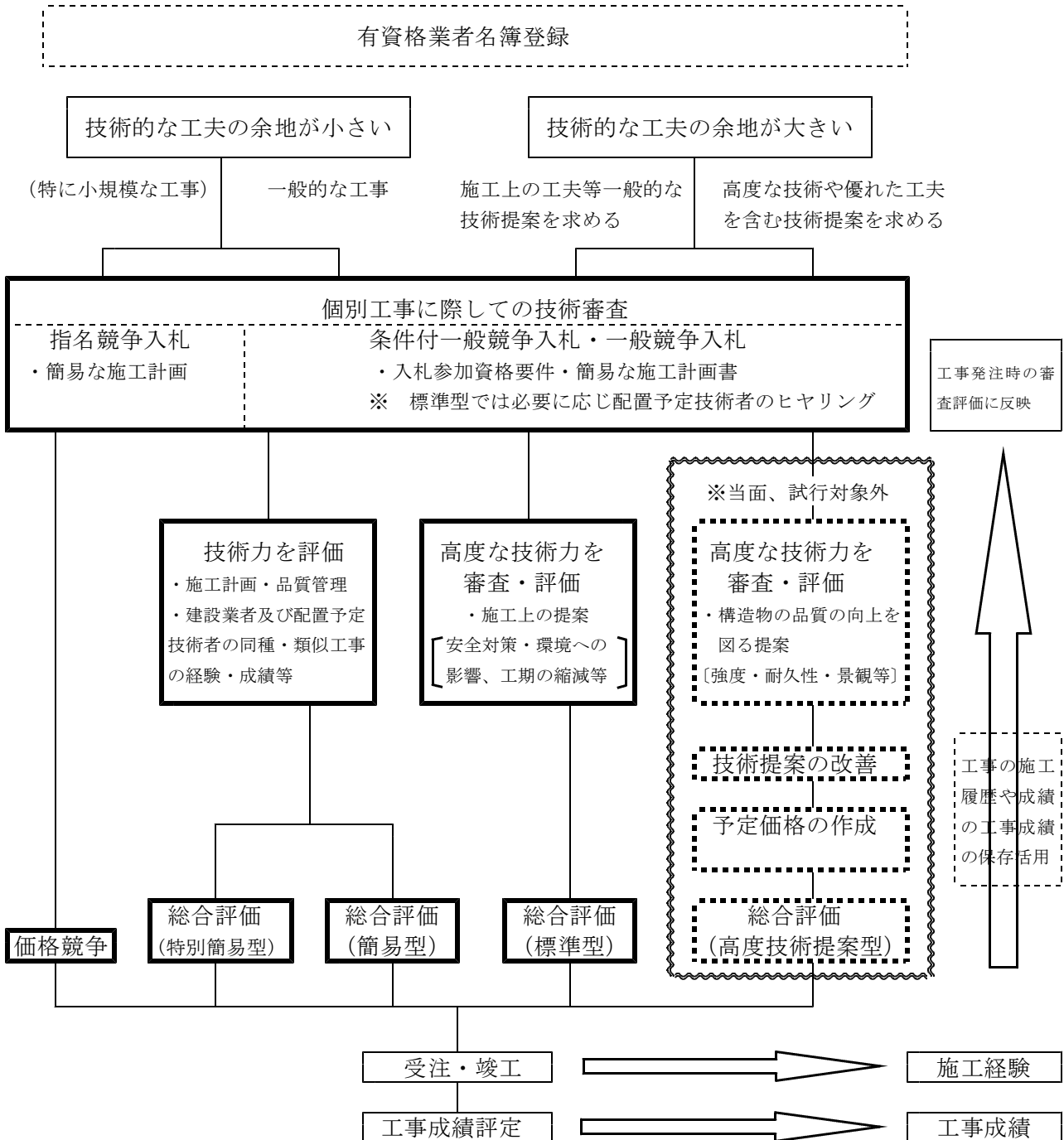
福島県総合評価方式の試行に関する概要

1 総合評価方式の意義

公共工事の入札は、従来「価格のみの競争」が中心であったが、全国的に公共事業費の減少が続く中で、競争が激化し低価格入札が増加し、その弊害として、手抜き工事、下請けへのしわ寄せ、安全対策の手抜きなどが現れ始めている。

このような背景から平成17年4月1日に「公共工事の品質確保の促進に関する法律」が施行され、入札参加者に技術提案を求め、技術力と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式の取り組みが求められている。総合評価方式の適用により、公共工事の施工に必要な技術力を有する者が施工することになり、品質確保、性能向上、長寿命化、将来の維持管理費の低減あるいは環境対策等において住民、利用者に利益がもたされることとなる。

2 公共工事における技術力の評価・活用



3 総合評価方式の試行適用区分について

金額	入札方式	総合評価区分
26.3 億円以上	一般競争入札 (WTO)	○総合評価方式「高度技術提案型」 ※当面、試行対象外
2 億円以上	条件付一般競争入札	○総合評価方式「標準型」 H19 から試行実施
3 千万円以上		○総合評価方式「簡易型」 H18 から抽出して試行実施
1 千万円以上 1 千万円未満		○総合評価方式「特別簡易型」 H20 から抽出して試行実施
	指名競争入札 (一部試行)	

総合評価方式の試行は、平成18年度は、「簡易型」について条件付一般競争入札対象工事から抽出して試行した。さらに、平成19年度は「簡易型」に加え、「標準型」を試行した。

平成20年度は、「特別簡易型」について試行を予定している。

なお、災害復旧工事など緊急を要する工事は総合評価方式試行の対象としない。

		特別簡易型	簡易型	標準型
技術特性		技術的な工夫の余地が小さい工事		技術的な工夫の余地が大きい工事
評価項目		<ul style="list-style-type: none"> 企業の技術力及び貢献度を評価 	<ul style="list-style-type: none"> 企業の技術力に対する評価 配置予定技術者の技術力に対する評価 企業の地域社会に対する貢献度を評価 当該工事の施工計画の適切性に対する評価 	<ul style="list-style-type: none"> 簡易型の評価項目に加えて、 社会的要請への対応に関する技術提案 (作業日数の短縮、交通規制日数の短縮、騒音・振動対策、水質対策、防塵対策、大気汚染・悪臭対策、歩行者の安全確保など)
加算点		最大10点の範囲とする。	最大30点の範囲とする。	簡易型の加算点に1評価項目20点又は2項目各10点を加え、最大50点を原則とする。(特に必要な場合は2項目各20点で最大70点)
審査機関	一般競争	一般競争入札実施要領に基づく施工計画技術審査会		
	条件付	入札参加条件等審査委員会会長が指名する総合評価技術審査会		
申請内容等に対するペナルティ		<ul style="list-style-type: none"> 申請書類等に係る虚偽の申請については不正又は不誠実な行為として厳正に対処するとともに、落札者決定に反映された技術提案について、履行できなかった場合についても、厳正な措置を行う。(当面、入札参加資格制限(指名停止も含む)、工事成績の減点を行うが、さらに検討を進める) 		

標準型については、簡易型の評価項目に加え、当該工事の工事特性の応じて適宜評価項目を設定し評価するものとする。

4 平成20年度総合評価方式試行における主な改正点について

(1) 特別簡易型の導入

平成19年4月に国土交通省が市町村向けに制定した「特別簡易型」について試行を行う。
 本県における「特別簡易型」は、技術的な工夫の余地が小さい一般的で小規模な工事（1千万円～3千万円）の中から抽出する。評価項目及び評価点は以下のとおり。

評価内容	評価項目	評価点
企業の技術力 (実績・経験等)	施工能力（同種類の実績）	2.0
	工事成績（同種類工事の80点以上の実績）	1.5
	優良工事表彰（同部門の受賞実績）	1.5
	小計	5.0
企業の地域社会に対する貢献度	本店等の所在地	1.0
	同一市町村内の工事实績	1.0
	ボランティア活動への取組状況	1.0
	除雪・維持補修業務の受注実績	1.0
	災害時の出動実績	1.0
	小計	5.0
合計点		10.0

(2) 加算点の改正

平成18・19年度の試行結果を踏まえ、これまで以上に企業の技術力を適正に評価する必要があることから、加算点の増点を行う。

なお、従来の簡易型は、満点28点を10点に換算する方法により加算点を算出していたが、分かりにくいとの指摘があることから、各評価項目の評価点等を見直し、満点30点が加算点となるよう改正した。

型式	従来の加算点	改正後の加算点
特別簡易型	—	10点
簡易型	10点	30点
標準型	20点又は30点	50点又は70点

(3) 簡易型等における新たな評価項目設定及び配点等の改正

県内各地域における地元事業者は、県民生活の安全・安心を確保するために大きな役割を担っていることを考慮し、地元事業者の受注機会の確保を図るため、除雪・維持補修業務委託の受注実績及び災害時の出動実績を新たに評価項目として設定した。

また、企業の地域社会に対する貢献度を適切に評価するため、既存の評価項目について以下とおり改正する。

評価事項	評価項目	内容	配点	
			現行	改正
企業の技術力	技術者確保数	当該工事で建設関連技術士を活用する場合を評価（ただし、当該工事に配置可能な主任技術者等の人員数が参加業者の平均人員数未満の場合）	—	0.5
配置予定技術者の技術力	資格保有年数	資格保有年数20年を10年に改正	—	—

評価事項	評価項目	内 容	配 点	
			現 行	改 正
企業の地域社会に対する貢献度	県内業者の活用	(既存評価項目)	0.5	1.0
	本店所在地	〃	0.5	1.5
	同一市町村内の施工実績	〃	0.5	1.0
	ボランティア活動	〃	4.0	2.0
	除雪・維持補修業務委託の受注実績(新規)	当該工事箇所が存する建設事務所管内において、過去3年間に県が発注する除雪業務委託又は維持補修業務委託を受注した実績を評価	—	1.0
	災害時の出勤実績(新規)	当該工事箇所が存する建設事務所管内において、過去3年間に災害時の出勤実績を評価	—	1.0
		県内(当該工事箇所が存する建設事務所管内を除く。)において、過去3年間に災害時の出勤実績を評価	—	0.5

(4) 評価値算出方式の改正

評価値の算出に当たっては、農林水産部は入札価格評価型、土木部は基準価格設定型を採用していたが、平成19年度の試行結果によると、土木部案件の1/3程度が基準価格を下回り基準価格設定型の適用になっていることから、引き続き実施する必要があるため、平成20年度は、すべての工事について基準価格設定型を適用する。

(5) 学識経験者の意見聴取

地方公共団体が総合評価方式により入札を実施しようとする場合は、地方自治法施行令第167条の10の2第4項の規定により、「総合評価実施についての適否」「落札者決定基準」「落札者の決定」それぞれに2名以上の学識経験者の意見を聴取することと規定されていたが、平成20年2月14日地方自治法施行令の改正に伴い、今後は以下の内容について意見を聴取することに改正する。

●落札者決定基準を定めようとするときには、学識経験を有する者2名以上の意見を聴取する。

※ただし、当該意見聴取の際に落札者決定基準に基づいて落札者を決定しようとするときに改めて学識経験者の意見を聴く必要があるかどうかについて学識経験者の意見を聴き、必要があると意見が述べられたときは、当該落札候補者を決定しようとするときに、あらかじめ学識経験者の意見を聴かなければならない。

本県における学識経験者への意見聴取方法は、事務の効率化を図る観点から、会議方式と個別方式により意見聴取を行うこととしている。

簡易型及び特別簡易型の意見聴取は会議方式、標準型の意見聴取は個別方式とすることを原則としている。

なお、落札者を決定しようとするときに改めて学識経験者の意見を聴く必要があるとされた場合については、個別方式により意見聴取を行うこととしている。

- ・会議方式・・・数名の委員を招集し意見を聴取する方式
- ・個別方式・・・2名以上の委員に対し個別に意見を聴取する方式

施工体制事前提出方式の試行概要

1 基本方針における位置付け

昨年決定した「入札等制度改革に係る基本方針」（平成18年12月28日福島県行財政改革推進本部）において、施工体制事前提出方式については、「不良不適格業者の参入を阻止し、公共工事における品質と安全、良質な労働条件を確保するため、入札参加者に工事費内訳書を提出させ、履行能力確認調査及び下請契約等の確認をする施工体制事前提出方式を導入する。」こととされている。

2 施工体制事前提出方式とは

施工体制事前提出方式は、宮城県等が導入している入札方式である。

宮城県では、入札参加者に、入札書に併せて工事費内訳書を提出させ、低入札調査において、これに基づく履行能力確認調査を行い、一定の基準を満たさない入札参加者は失格としている。

さらに、直接工事費について、具体的な下請予定業者と下請予定金額等を明記させ、契約締結後において、実際の下請契約内容と入札時点で提出された内容の整合性を確認している。

3 施工体制事前提出方式の試行

基本方針を踏まえ、本県においても、宮城県の制度を参考に施工体制や履行能力についての事前確認調査を行った上で落札者を決定し、契約締結後に下請契約等の確認調査を行う施工体制事前提出方式を導入する。

(1) 施工体制事前提出方式について

ア 施工体制等事前調査

施工体制等事前調査は、落札候補者から提出された「工事費内訳書」により、入札価格が適正に見積もられているかどうかについて失格基準等を設け確認調査を行う。

イ 施工体制確認調査

施工体制確認調査は、契約締結後、入札時に提出された工事費内訳書を基に、契約締結後に提出される下請通知書、下請契約書の写し、下請報告書等により、適切に下請契約がなされているかの確認調査を行う。

なお、施工体制事前提出方式についての概念図及び事務フローについては、別に示すとおり。

(2) 不適切な施工体制等によるペナルティー

施工体制確認調査により不適切な施工体制と判断された場合には、入札参加資格制限や工事成績点の減点等により対処する。

4 試行対象工事について

(1) 試行対象工事

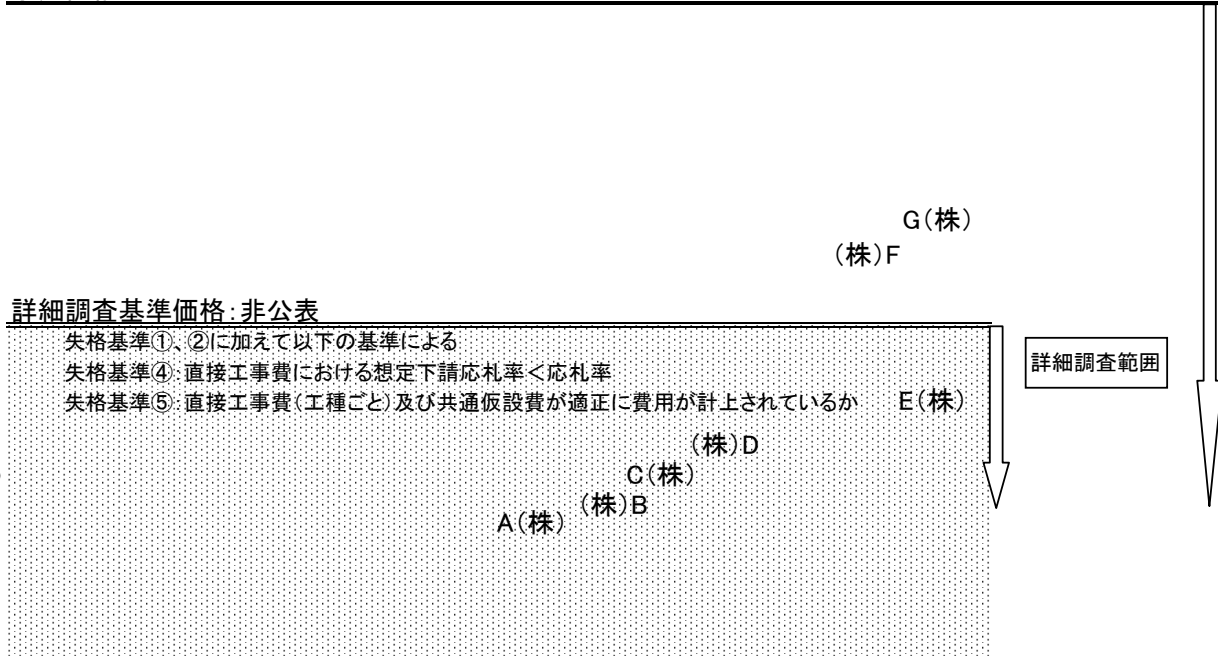
施工体制事前提出方式の試行に当たっては、発注事務量の増加、受注者における対応等を考慮して、今年度は、土木部所管工事において設計金額が1億円以上の総合評価方式による場合について試行を行う。

(2) 試行実施時期

平成20年1月10日以降に起工する工事について適用する。

施工体制事前提出方式(総合評価型)における失格基準 概要図

予定価格



施工体制事前提出方式 対象範囲

- 失格基準①: 現場管理費 < 設計額における現場管理費 × (0.35 + 下請純工事費 ÷ 全純工事費 × 0.45)
- 失格基準②: 一般管理費 < 設計額における一般管理費 × 0.45
- 失格基準③: 直接工事費における想定下請応札率 < 調査基準価格 ÷ 予定価格
(失格基準③は、応札額が調査基準価格以上の場合に適用する)

詳細調査基準価格:非公表

- 失格基準①、②に加えて以下の基準による
- 失格基準④: 直接工事費における想定下請応札率 < 応札率
- 失格基準⑤: 直接工事費(工種ごと)及び共通仮設費が適正に費用が計上されているか

詳細調査範囲

6

		A(株)	(株)B	C(株)	(株)D	E(株)	(株)F	G(株)
判定	失格基準①(現管) 以上?	No	Yes	Yes	Yes	Yes	Yes	Yes
	失格基準②(一般) 以上?		No	Yes	Yes	Yes	Yes	Yes
	調査基準価格 未滿?			Yes	Yes	Yes	No	No
	失格基準③(元下) 以上?			/	/	/	No	Yes
	失格基準④(元下) 以上?			No	Yes	Yes	/	/
	失格基準⑤(直工・共仮)適正?				No	Yes	/	/
	総合判定	×	×	×	×	○	×	○

※(株)F、G(株)は、E(株)が無かった場合のケース

⋯⋯⋯ : 詳細調査対象範囲

想定下請応札率とは:

入札参加者が提出する工事費内訳書において直接工事費に計上された下請金額の合計額とそれらに対応する工種毎の設計額の合計金額との割合。
例えば、予定価格2億円の工事について、県の設計額が直接工事費3,000万円の部分と2,000万円の部分(合計5,000万円)の工事をそれぞれ2,600万円と1,900万円(合計4,500万円)で下請に発注することを想定している場合、想定下請負応札率は、90%となる。

応札率とは:

入札参加者の入札金額 / 予定価格

福島県発注工事における元請・下請関係の適正化対策について

1 趣旨

低価格入札の増加により、ダンピング受注や不良工事の発生、さらには元請から下請へのしわ寄せ等が懸念されています。

このような状況の中で、工事の品質確保や建設業者の育成・保護のために元請・下請関係の適正化が従来に増して強く求められていることから、福島県が発注する工事の元請・下請関係の適正化に向けて、以下のとおり取り組むこととします。

2 適正化対策の概要

(1) 適正な下請契約の確保

- ア 下請契約書の確認
- イ 元請・下請関係適正化に関する情報の周知徹底
- ウ 建設業法違反業者に対する指導の徹底

(2) 日常監督・検査時における元請・下請関係の確認

- ア 日常監督における施工体制点検の強化
- イ 中間検査・竣工検査における確認
- ウ 低入札案件に対する監視の強化

(3) 入札参加資格制限措置の見直し

- ア 県の是正指示に従わない者に対する措置の見直し

(4) その他

- ア 通報窓口の設置（別紙参照）
- イ 施工体制事前提出方式の導入（平成20年1月から試行）

福島県発注工事における元請・下請関係適正化対策

事 項	対 策 内 容
1 適正な下請契約の確保	
(1) 下請契約書の確認	<ul style="list-style-type: none"> ・下請契約にかかるチェックリストを整備し、建設業者自身が適切な下請契約が締結されているかを自己点検するよう求める。 ・下請通知書(契約後に請負業者が当該工事の下請体制を報告する書類)に全ての下請契約書及びチェックリストの写を添付するよう求め、適正な下請契約が行われているかを確認する。 ・下請負報告書(工事完了後に請負業者が当該工事の下請代金支払い状況を報告する書類)に全ての下請契約にかかるチェックリストの添付を求め、適正な支払いが行われているかを確認する。
(2) 元請・下請関係適正化に関する情報の周知徹底	<ul style="list-style-type: none"> ・建設業界へ元請下請関係適正化に関する情報の周知を図るとともに、各発注者においても業者への指導を徹底する。
(3) 建設業法違反業者に対する指導の徹底	<ul style="list-style-type: none"> ・元請・下請関係に係る建設業法違反業者に対する指導を徹底する。
2 日常監督・検査時における元請・下請関係の確認	
(1) 日常監督における施工体制点検の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・「工事現場における施工体制点検チェックリスト」による確認の中で元請・下請関係の確認を徹底する。
(2) 中間検査・竣工検査における確認	<ul style="list-style-type: none"> ・中間検査又は竣工検査時に工事の実施状況について確認する際、下請通知書等元下関係書類の確認を適正に行う。
(3) 低入札案件に対する監視の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・「工事現場における施工体制点検チェックリスト」による確認の中で元下関係確認を徹底する。(再掲) ・低入札案件において、下請計画についての聴取調査、工事施工中又は完了後の履行調査、現実に要したコスト調査など適切な履行を確認する手法を検討する。
3 入札参加資格制限措置の見直し	
(1) 県の是正指示に従わない者に対する措置の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・不適切な元請・下請関係に関して県から是正指示を受けた者がその指示に従わない場合等に、関係者に対して入札参加資格制限措置を行う。
4 その他	
(1) 通報窓口の設置	<ul style="list-style-type: none"> ・福島県元請・下請関係適正化指導要綱に抵触する行為があった場合における通報窓口を設置する。
(2) 施工体制事前提出方式の導入	<ul style="list-style-type: none"> ・工事の履行能力確認や適正な元下関係を構築するため、入札参加者に工事費内訳書の提出を求め、施工体制や履行能力を確認する施工体制事前提出方式を導入する。(平成20年1月から試行)

福島県発注工事 下請 110 番について

1 概要

- 福島県が発注する建設工事において、「下請代金が不当に減額された」「約束の期日までに支払いを受けられない」など、元請・下請間の法令等に抵触する行為があった場合の通報窓口です。
- 受付対象は
 - ①福島県が発注する建設工事における
 - ②福島県元請・下請関係適正化指導要綱の規定に抵触する行為です。
- 通報は文書にて受け付けます。別紙様式を参考として事実関係を整理の上、下記窓口までお送りください。
 - ※ 事実関係を具体的かつ正確に把握する必要がありますので、匿名でのご連絡や電話でのご連絡、又は事実関係が不明瞭なご相談はお受けできません。ご了承願います。
 - ※ 通報者の了承を得ずに、第三者に通報内容を知らせることはありません。

2 流れ

1 通報受理



2 事実関係の確認



3 関係者に対する指導・助言等



4 元請等に法令違反の疑いがある場合は監督機関に報告

- ※ 本窓口は民事的な紛争解決のための仲介等を行うためのものではありませんのでご了承ください。

3 受付窓口

福島県総務部財務領域入札改革グループ
電子メール zaimu_nyusatsu@pref.fukushima.jp
FAX 024(521)9727

までお送りください。(※なお、各工事の発注機関でも受付いたします。)